

**社会資本整備総合交付金等に関する
全国知事会「地方の社会資本整備PT」の意見
(平成22年1月21日)**

1 制度の早期創設

○年度当初から確実に事業執行ができるよう、早期に制度を創設する必要
(事業執行の遅れは地域経済にも影響)

- ・ 要綱等の早期確定
→ 早期の計画策定・内示、継続事業への経過措置 等
- ・ 制度設計に向けた地方との早期の協議開始、地方の意見の反映

2 新交付金の創設趣旨に沿った制度設計・運用

(1) 交付対象事業

- ・ 交付対象の広範化 ※地域固有の課題解決を可能とする交付対象
(現行交付金で対象外の道路の新規路線や維持系事業、調査費等
への交付対象の拡大)
- ・ 流用可能範囲の広範化 ※交付金充当対象の自由な変更
(政策分野間、社会資本総合整備計画間の流用 等)
- ・ 効果促進事業(ソフト)の全体事業費に占める割合の上限を設定しない

(2) 交付手続き

- ・ 交付申請(調整)手続き等の「窓口」の一本化
- ・ 流用手続き、計画変更手続きの簡素化
(事後承認・報告で可とする 等)

3 財政力に応じた「交付率嵩上げ」制度の維持

- ※財政力の脆弱な地方自治体には必要不可欠な制度
- ※補助国道等についても交付率の引上げ検討を
- ※地方負担分については、一般公共事業債の充当を

4 平成23年度以降の社会資本整備予算総額の確保

○上記の要望を容れた整備設計をしてもなお、予算総額が大幅に削減された中では、新規事業が抑制され、結果として、社会資本整備が遅れている地方の整備がさらに遅れ、地域間格差が拡大することが懸念される。

→平成23年度以降の社会資本整備予算の総額確保が不可欠